

# 令和6年度第1回静岡県森林審議会

日 時：令和6年6月11日（火）  
13時30分～15時30分

会 場：静岡県庁別館9階特別第2会議室  
（オンライン併用）

## < 次 第 >

1 開 会

2 挨 拶

3 審 議

令和6年度版 静岡県森林共生白書（案）

4 報 告

林地開発許可に係る答申（林地保全部会）

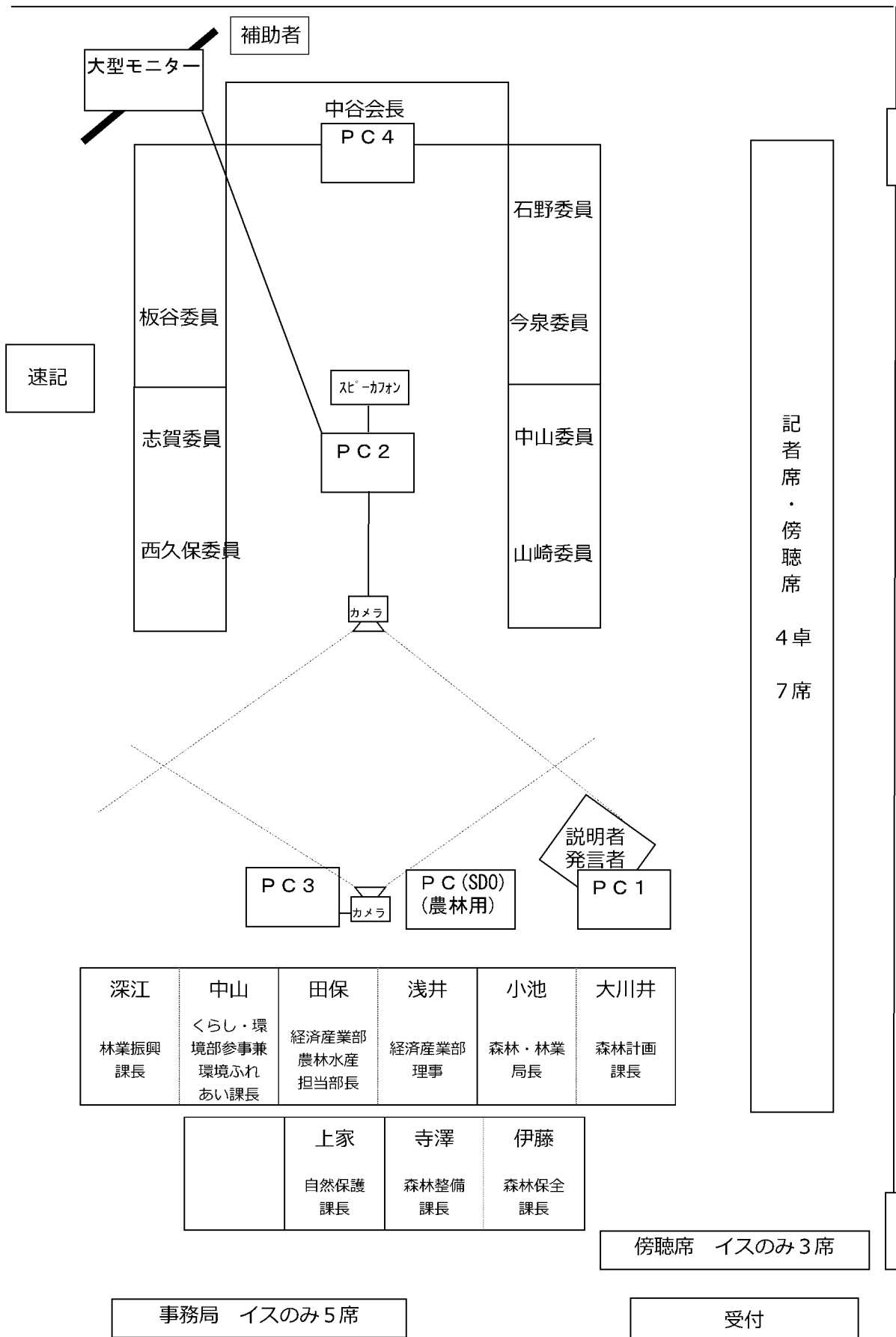
5 閉 会

# 静岡県森林審議会委員名簿

任期 令和6年2月3日～令和8年2月2日

氏名	所属・役職	出欠	オンライン
浅見 佳世	常葉大学大学院環境防災研究科 教授		
荒川 美作保	林業経営コンサルタント、中小企業診断士		
石野 秀一	静岡県木材協同組合連合会 国産材担当理事	○	
板谷 明美	三重大学大学院生物資源学研究科 教授	○	
今泉 文寿	静岡大学学術院農学領域 教授	○	
加賀谷 廣代	株式会社湘南ウッドロード 代表取締役	○	○
蔵治 光一郎	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授		
志賀 和人	一般財団法人林業経済研究所 理事・フェロー研究員	○	
知花 武佳	政策研究大学院大学 教授		
中谷 多加二	静岡県森林組合連合会 代表理事会長	○	
中山 高志	中山林業株式会社 代表取締役	○	
西久保 美和	有限会社石牧建築・一級建築士事務所しましま設計室	○	
坂東 英代	NPO法人森と人のネットワーク 顧問		
星野 浄晋	西伊豆町長	○	○
山崎 宏	NPO法人ホールアース自然学校 代表理事	○	

敬称略，50音順



## 森林審議会設置、審議事項根拠法令

## 1 設置の根拠

## 【森林法】

第5章 都道府県森林審議会  
(設置及び所掌事務)

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項で規定する事項について、関係行政庁に建議することができる  
(組織)

第70条 都道府県森林審議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。  
(会長)

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

## 【森林法施行令】

(都道府県森林審議会の部会)

第7条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

## 2 審議事項の根拠

## 【森林法】

(地域森林計画の案の縦覧等)

第6条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又これを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね30日間の期間を定めて公衆の縦覧に供さなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(開発行為の許可)

第10条の2

- 6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

【保安林の転用に係る解除の取扱い要領】

第3 その手続き上の留意事項

2 都道府県森林審議会への諮問

- (1) 都道府県知事は、法第27条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、都道府県森林審議会の意見を聴し、その結果に基づき適否を明かにしたうえで、意見書を提出するものとする。

(略)

- (2) 法第26条の2により規定されている保安林の転用に係る解除については、都道府県知事は、解除に当たって都道府県森林審議会に対し、(1)に準じて諮問を行い、その結果を参しゃくの上、解除の適否を判断するものとする。

【森林病虫害等防除法】

(都道府県防除実施基準)

第7条の3

- 3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(高度公益森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第7条の5

- 2 都道府県知事は、高度公益森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(樹種転換促進指針)

第7条の6

- 3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(地区防除指針)

第7条の9

- 3 地区防除指針については、第7条の6第3項及び第4項の規定を準用する。

## 静岡県森林審議会運営規程

第1条 この規程は、森林法（昭和26年法律第249号）第68条の規定による静岡県森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 審議会の委員は、15人以内をもって組織する。

第3条 審議会は、その委員の半数以上が出席しなければ会議を開き審議を行うことができない。

第4条 審議会の議事のうち議決を要する事項は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、知事の諮問があったとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から20日以内に審議会を招集しなければならない。

第6条 審議会に、下記部会を置く。

林地保全部会 … 森林の開発行為の許可及び保安林の解除に関する事項の審議

森林整備部会 … 造林・間伐等の推進、林道等の整備及び松くい虫防除並びに林業振興に関する事項の審議

- 2 部会に属すべき委員並びに部会長は、会長が指名する。

- 3 部会の審議事項については、部会の審議を持って総会の審議とすることができる。

- 4 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会運営規程で定める。

第7条 審議会の庶務は、経済産業部森林・林業局森林計画課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規程は、昭和50年1月31日から適用する。

この規程は、昭和50年4月1日から適用する。

この規程は、昭和52年4月12日から適用する。

この規程は、昭和54年2月13日から適用する。

この規程は、昭和62年11月13日から適用する。

この規程は、平成3年4月1日から適用する。

この規程は、平成10年4月1日から適用する。

この規程は、平成10年10月1日から適用する。

この規程は、平成12年11月29日から適用する。

この規程は、平成14年6月18日から適用する。

この規程は、平成19年5月1日から適用する。

この規程は、平成20年12月17日から適用する。

この規程は、平成22年5月19日から適用する。

この規程は、平成26年7月24日から適用する。

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

## 静岡県森林審議会林地保全部会運営規程

第1条 森林審議会林地保全部会の運営については、森林審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 部会の委員は、7人以内をもって組織する。

第3条 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、知事の諮問があったとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、その諮問又は請求の日から20日以内に部会を招集しなければならない。

ただし、知事の諮問について、期間内の招集が困難な場合、及び内容が軽微である場合には、会議による審議に替えて個別の意見聴取によることができる。

第5条 部会の審議は原則公開とする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は非公開とする。

- (1) 静岡県情報公開条例第7条各号に掲げる情報に関する審議を行う場合
- (2) 当該審議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想されると部会長が認める場合において、部会に諮って非公開とした場合

2 一回の会議を公開部分と非公開部分に分ける場合は、原則として非公開とする部分が終了してから公開の部分を行うものとする。

3 部会長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めたときは、傍聴人の数を制限し又は退場を命ずる等の処置をとることができる。

第6条 会議の議長は部会長がこれに当るものとする。

第7条 部会の庶務は、経済産業部森林・林業局森林保全課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項については部会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、昭和50年1月31日から適用する。
- 2 この規程は、昭和54年2月13日から適用する。
- 3 この規程は、平成12年11月29日から適用する。
- 4 この規程は、平成21年12月1日から適用する。
- 5 この規程は、平成23年10月17日から適用する。
- 6 この規程は、平成28年4月1日から適用する。

## 静岡県森林審議会森林整備部会運営規程

第1条 森林審議会森林整備部会の運営については、森林審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 部会の委員は、7人以内をもつて組織する。

第3条 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第4条 部会は、部会長が召集する。

2 部会長は、知事の諮問があつたとき、又は委員の半数以上が審議すべき事項を示して召集を請求したときは、その諮問又は請求の日から20日以内に部会を召集しなければならない。

3 部会は、審議会上必要があるときは、専門調査員を委嘱することができる。

第5条 部会の庶務は、経済産業部森林・林業局森林整備課において処理する。

附 則

この規程は、昭和62年11月13日から適用する。

この規程は、平成28年4月1日から適用する。



## 静岡県森林審議会委員名簿

任期 令和6年2月3日～令和8年2月2日

氏名	所属・役職	林地保全 部会	森林整備 部会
浅見 佳世	常葉大学大学院環境防災研究科 教授	○	
荒川 美作保	林業経営コンサルタント、中小企業診断士		○
石野 秀一	静岡県木材協同組合連合会 国産材担当理事		○
板谷 明美	三重大学大学院生物資源学研究科 教授	○	
今泉 文寿	静岡大学学術院農学領域 教授	部会長	
加賀谷 廣代	株式会社湘南ウッドロード 代表取締役		○
蔵治 光一郎	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	○	
志賀 和人	一般財団法人林業経済研究所 理事・フェロー研究員		部会長
知花 武佳	政策研究大学院大学 教授	○	
中谷 多加二	静岡県森林組合連合会 代表理事会長	(会長)	
中山 高志	中山林業株式会社 代表取締役		○
西久保 美和	有限会社石牧建築・一級建築士事務所しましま設計室		○
坂東 英代	NPO法人森と人のネットワーク 顧問	○	
星野 浄晋	西伊豆町長		○
山崎 宏	NPO法人ホールアース自然学校 代表理事	○	

敬称略, 50音順

## 令和 6 年度版静岡県森林共生白書（案）の森林審議会への諮問

(静岡県経済産業部森林・林業局森林計画課)

### 1 要旨

「静岡県森林と県民の共生に関する条例」第 12 条により、森林の状況、森林との共生に関する施策の実施状況等を明らかにした森林との共生に関する白書を平成 19 年から毎年作成し、公表している。

通算第 18 号となる「令和 6 年度版静岡県森林共生白書（案）」を別添の通り作成したので、森林審議会に諮問する。

※森林審議会：令和 6 年 6 月 11 日開催

### 2 令和 6 年度版静岡県森林共生白書の概要

章タイトル	内容
第 1 章 森林共生白書の趣旨	共生白書の位置付け、森林共生基本計画の目標の説明
第 2 章 令和 5 年度のトピックス	令和 5 年度に取り組んだ施策等の紹介 ・特集 「静岡県東部地域デジタル林業推進コンソーシアムが始動」 「林業の魅力発信と森林技術者のステップアップ」 「奥山での捕獲活動強化による新たなニホンジカ対策」 「地域の人々、地元企業、行政が連携した三保松原保全」 「治山施設の整備・点検による災害防止機能の発揮」 「森林の公益的機能の維持増進とカーボンニュートラルの実現」 「森・里・川・海の環境保全の機運醸成のための森林環境教育」 ・森林との共生に取り組む人 ・Facebook で紹介 森林との共生に向けた取組
第 3 章 令和 5 年度の各施策の評価と令和 6 年度の主な施策	各指標の達成状況と評価、令和 6 年度に取り組む主な施策を記載 方向 1 森林資源の循環利用を担う林業・木材産業によるグリーン成長 (1) 林業イノベーションの推進による県産材の安定供給 (2) 林業の人材確保・育成と持続的経営の定着 (3) 県産材製品の需要拡大 方向 2 森林の公益的機能の維持・増進 (1) 森林の適切な管理・整備 (2) 多様性のある豊かな森林の保全 方向 3 社会全体で取り組む魅力ある森林づくり (1) 県民と協働で進める森林づくり (2) 新たな価値を活かした山村づくり 方向 4 「森林との共生」によるカーボンニュートラルの実現 (1) 森林吸収源の確保 (2) 炭素貯蔵と排出削減に寄与する森林資源の循環利用の促進
資料 しずおかの森林・林業	静岡県の森林・林業に関する統計を記載

### 3 今後の予定

7月下旬 公表（ホームページ掲載）

8月下旬 冊子配布

#### 《静岡県森林と県民の共生に関する条例》

第12条 知事は、毎年、森林の状況、森林との共生に関する施策の実施状況等を明らかにした森林との共生に関する白書を作成し、これを公表するものとする。

#### [逐条解説]

県は、森林に関する情報や取組の内容(計画・実績)等を示すことで透明性を高めると共に、森林の状況をわかりやすく紹介することで県民の参加を促すため、白書の作成と公表を規定しました。

#### <参考>

##### Facebook による取組の発信

- ・ Facebook ページ “ふじのくに森林の都しずおか” を通じて、森林との共生に向けた県民の取組や県の施策等を発信している。
- ・ 白書と Facebook を両輪とすることで、森林との共生に向けた取組をより多くの県民に届ける。

##### ○Facebook での発信状況

発信件数（件）	358	270	204	373	275
フォロワー数（人）	932	1,003	1,131	1,207	1,250

## 林地開発許可に係る答申（林地保全部会）

## 1 林地開発許可案件答申実績

## (1) 件数実績(R5.12～R6.3)

開催日	個 別			包 括			合 計		
	新規	変更	小計	新規	変更	小計	新規	変更	小計
R5.12.18	—	—	—	3	2	5	3	2	5
R6.3.5	—	2	2	2	—	2	2	2	4
計	—	2	2	5	2	7	5	4	9

## (2) 目的別件数面積(R5.12～R6.3)

面積:ha

目 的	新 規		変 更		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
工場・事業場の設置	1	2.6858	1	1.5663	2	4.2521
土石等の採掘	4	30.9486	1	1.1116	5	32.0602
道路の新設または改築	—	—	2	16.1699	2	16.1699
計	5	33.6344	4	18.8478	9	52.4822

目的が複数ある場合は、主目的により計上。

## 2 答申案件一覧(R5.12～R6.3)

面積:ha

No.	開催日	区 分	申請者	施行地	目 的	許可面積
1	R5.12.18	新規 (包括)	二葉建設(株)	伊豆の国市 神島	土石の採掘(採石)	5.4691
2	R5.12.18	新規 (包括)	芝田重機(有)	牧之原市 蛭ヶ谷	土石の採掘(砂利)	9.2417
3	R5.12.18	新規 (包括)	川崎工業(株)	菊川市 加茂	工場・事業場の設置 (自動車部品工場)	2.6858
4	R5.12.18	変更 (包括)	大河原事業(株)	島田市 身成	土石の採掘(砂岩)	1.1116 (1.9221 減)
5	R5.12.18	変更 (包括)	(株)ジーシー	駿東郡小山町 中日向	工場・事業場の設置	1.5663 (0.7829 減)
6	R6.3.5	変更 (個別)	中日本高速道路(株)	駿東郡小山町 用沢	道路の新設	16.0467 (増減なし)
7	R6.3.5	変更 (個別)	中日本高速道路(株)	御殿場市 茱萸沢	道路の新設	0.1232 (増減なし)
8	R6.3.5	新規 (包括)	安倍川開発(株)	掛川市 上内田	土石の採掘(砂利)	5.4895
9	R6.3.5	新規 (包括)	木村土木(株)	伊豆市 徳永	土石の採掘(採石)	10.7483